

新岡垣風土記

第408回

古文書で探る庶民のくらし②

―旅人の病氣―

岡垣歴史文化研究会 羽山 健一

旅人が病氣になった時の取扱いに関する幕府の法令がある。1688(元禄元)年の御触書と、その一部を改正した1767(明和4)年の御触書である。その内容を紹介する。

①旅人や物参り(寺社への参詣人・巡礼)が宿で病氣になった時は、村役人立ち合いの下で医者を呼び治療を施し、支配の役所(代官所や郡役所)に通報する。

病狀が好転しない時は、旅人の在所の役人に連絡して親類を呼び寄せて協議すること。療養を加えず宿村継ぎで旅人を搬送することは禁止である。

②旅人が通行中に病氣になった時も村役人立ち合いの下で医者と呼ばひ治療を施し、往来証文の有無を確認して支配の役所に通報する。病狀が好転せず、旅人が所持金も無く「継送り」で郷里への帰国を

望めば、支配の役所と協議して口書(旅人の口上書)を取り、駕籠で村継ぎして国元へ送り届けること。

③村継ぎを引継ぐ村は、必ず投薬して次の村に送り届けること。投薬を義務付けたのは、病人軽視の輸送を防ぐためで、病狀が悪化したら当然、医者いしやの療養を加えよとの意である。

④村継ぎの途中で旅人が死亡した時は、継ぎ送りは中止して、支配の役所に通報する。遺体はその地に仮埋め(埋葬)し、旅人の在所の役人・親類に連絡して今後の処置を協議すること。

但し、死亡の旅人が道心者・廻国の類等で、懐中の往来証文などに「何国にて相果て候共、その所へ葬り候様」とあれば、在所の役人・親類への連絡は不要である。これは、最初から行き倒れの死者の場合も同じで

ある。道心者・廻国の類とは、僧体の修行者や廻国巡礼のことである。

⑤右の諸経費を旅人又は在所の役所・親類が拠出しない場合は、宿割り・村割りりで負担すること。

以上が、幕府の法令である。各藩は、この法令に基づき対応していた。福岡藩の『郡役所記録』1772(明和9)年3月の条に、「旅人煩い候節、取斗方はたらの事」とあるが、内容は不明である。藩政記録の『御用帳』や庄屋日記などから、福岡藩も幕府法令を遵守していたことは明らかである。

以上の旅人優遇政策は、約20年間続いたのであるが、それは法令を日本人の特性や道徳が支えたからであろう。当時の人びとは、旅人に親切で、病人や生活弱者に寛大で慈悲深く対応していた。それは、幕末から明治初期に來日した多くの外国人が証明するところである。また、松原村が往来証文を持たぬ病氣の老女を50日以上も看病して、全快させて帰郷させたことも、その証である。

写真は、『吉田文書』の「旅人并他判之者入込間通」である。他判之者かたはじは、村民でない者のこと。この通帳は、1861(文久元)年から松原村に滞在した者の記録である。その滞任者を紹介する。

【惣市】30歳の絵師で判元はんもと(本籍)は博多湊崎町下。惣市の女房、23歳。両人は約1ヶ月滞在。

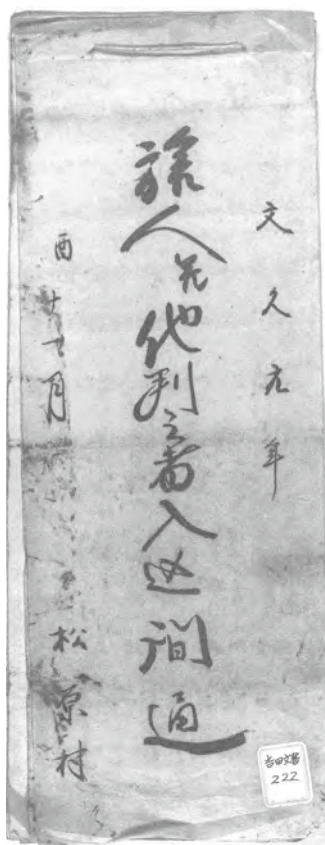
【せき】45歳の日雇い労働者で夜須郡桑曲村(現在の飯塚市桑曲)出身。この女性は長期滞任者で、数年後に松原村で病死した。

【半市】37歳の日雇い労働者で判元は那珂郡イソヲ田村(現在の福岡市博多区井相田)。文久2年に約3ヶ月、同3年に約半年滞在した。

【太平】25歳の日雇い労働者で早良郡油山(現在の福岡市早良区油山)出身。文久2年と3年の2度滞任した。

【まき】日雇い労働者で肥後国玉名郡ツル村(現在の熊本県玉名市津留)出身。文久4年3月より滞任。年齢、滞任期間の記載なし。

つづく



▲旅人并他判之者入込間通